

第1章 はじめに

-
- 1.1. 大和市総合交通施策とは
 - 1.2. 計画改定の背景
 - 1.3. 計画の位置付け
 - 1.4. 上位計画・主な関連計画等の概要
 - 1.5. 計画の役割
 - 1.6. 計画の区域
 - 1.7. 計画の期間
-

1.1. 大和市総合交通施策とは

大和市総合交通施策は、徒歩や自転車、鉄道・バス・タクシーなどの公共交通、その他の交通サービスなどによる人中心の移動ネットワークの形成に向けて、まちづくりとの連携を図りつつ、総合的な交通施策を推進するため計画です。

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」の役割を担うものであり、また、国が推進する「都市・地域総合交通戦略」（都市地域総合交通戦略要綱：国土交通省）に位置付けることを念頭においています。

大和市総合交通施策 (総合的な交通施策を推進するための計画)

本計画の対象

公共交通

- 鉄道
- 路線バス
- コミュニティバス
- タクシー
- 福祉有償運送
- その他の交通サービス

道路交通

- 歩行
- 自転車の利用
- クルマの利用
- 交通安全

1.2. 計画改定の背景

本市は、鉄道が3線乗り入れ、8つの駅があり、市域の大半が駅から1km圏内となっているなど、交通利便性に恵まれています。駅を起終点として路線バスが運行しており、さらに路線バス網を補完し地域内移動を促進するため2004年からコミュニティバス「のろっと」の運行を行い、市全体の交通利便性の向上に取り組んできました。

2013年3月には、徒歩や自転車、公共交通、その他の交通サービスなど人々の移動に関わる施策について、まちづくりとの連携を図りつつ総合的に推進していくことを目指し、「大和市総合交通施策」を策定しました。同計画の下、コミュニティバス「やまとんGO」の運行や、自転車通行帯の整備、ゾーン30指定による生活道路の交通安全対策等の事業を実施してきました。

2017年4月には、同年3月に策定された「大和市立地適正化計画」と連動して、本市のコンパクトで交通利便性の高い都市構造をいかしたまちづくりを推進していくことを目指して一部改訂を行い、「地域公共交通網形成計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）」の役割も担う計画とし、小田急中央林間駅総合改善事業にも着手し、東側改札口を設置するなどの取り組みを推進してきました。

そうした中、2018年に東京都市圏交通計画協議会が実施した東京都市圏パーソントリップ調査によれば、駅へアクセスする交通手段は、徒歩利用の割合が市内すべての駅において7割以上となっており、本市における移動手段としての「歩き」の重要性が再確認できました。

国は、居心地が良く歩きたくなる（ウォーカブルな）まちなかの形成を目指して、2020年に都市再生特別措置法等を改正し、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取り組みを市町村の都市再生整備計画に位置づけることができるようにしました。

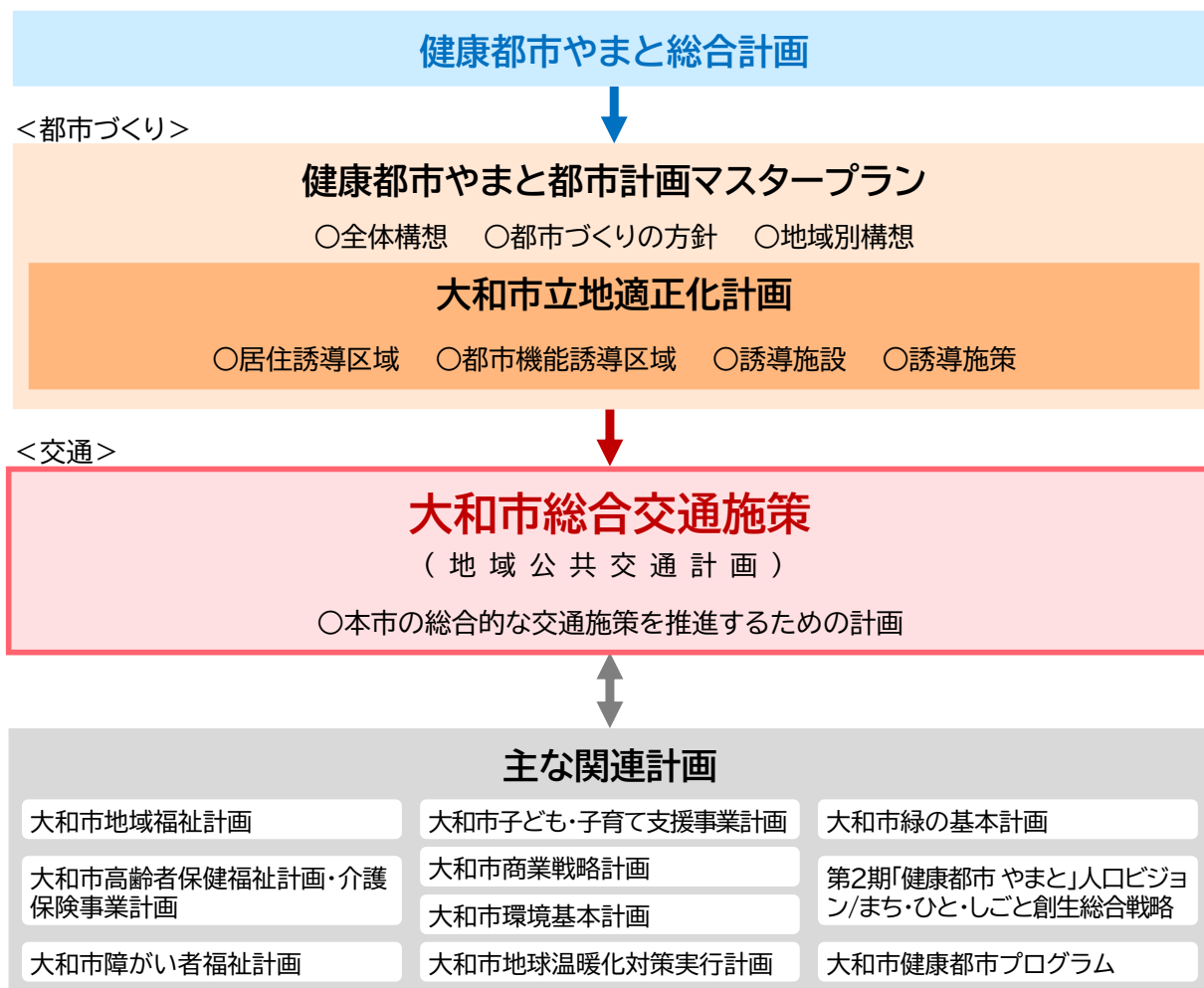
また、国は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、脱炭素に対する一層の取り組みが求められています。

さらに、近年、人口減少や高齢化の進展に加え、コロナ禍による生活様式の変化などにより、公共交通サービスの維持・確保が全国的に大きな課題となっています。本市においても、将来の少子高齢化の進行を見据え、利便性の高い交通サービスを維持していくことが重要な課題です。

このような社会動向、本市における交通特性を踏まえ、様々な関係者と連携を図り、市民が安心して外出できる環境を整え、本市の目指す将来都市像「健康都市やまと」の実現に向けて総合的に交通施策を推進していくための計画として、本計画を改定します。

1.3. 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの指針である「健康都市やまと総合計画」と、都市計画に関する基本的な方針である「健康都市やまと都市計画マスタープラン」・「大和市立地適正化計画」に即するとともに、その他の関連計画との連携を図り、総合的な交通施策を推進するための計画として策定したものです。なお、本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画としての役割を担います。



* 今回の改定にあたっては、「国土交通省都市局所管 街路交通調査費補助(都市・地域総合交通戦略策定調査)」による補助金及び「神奈川県市町村自治基盤総合補助金」を活用しています。

1.4. 上位計画・主な関連計画等の概要

健康都市やまと総合計画

- 市が行うすべての業務に関わる最上位の計画であり、本市のまちづくりの方向性を示します。
○基本目標として「安全で安心して暮らせるまち」、「環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち」を掲げています。

計画期間	2019～2028 年度	
将来都市像	健康都市やまと	
健康領域と基本目標	人の健康	<ol style="list-style-type: none"> 1. いつまでも元気でいられるまち 2. 一人ひとりがささえの手を実感できるまち 3. こどもがすくすく成長する産み育てやすいまち 4. 未来に向かうこどもの学びと歩みを支えるまち
	まちの健康	<ol style="list-style-type: none"> 5. <u>安全で安心して暮らせるまち</u> 6. <u>環境にも人にも優しい快適な都市空間が整うまち</u>
	社会の健康	<ol style="list-style-type: none"> 7. 豊かな心と感動が広がるまち 8. 市民の活力があふれるまち

*前期基本計画(2019～2023 年度)における関連する主な個別目標

基本目標	主な個別目標	
5. 安全で安心して暮らせるまち	5-2	暮らしの安全を守る
6. 環境にも人にも優しい 快適な都市空間が整うまち	6-2	快適な都市の基盤を充実する
	6-3	誰もが移動しやすい都市をつくる

健康都市やまと都市計画マスタープラン【都市計画法】

- 本市における都市計画に関する基本的な方針です。都市づくりの方針として、「繋がりが生まれる都市づくり」、「安心して暮らせる都市づくり」を掲げています。

計画期間	2021～2040 年度	
目指す都市	暮らす人、活動する人、訪れる人 みんなの居場所が織りなす まちと駅と森の生活都市	
都市づくりの方針	<ol style="list-style-type: none"> (1)繋がりが生まれる都市づくり (2)活躍しやすい都市づくり (3)暮らし続けられる都市づくり (4)安心して暮らせる都市づくり (5)心地良く暮らせる都市づくり (6)地域の特性を活かした都市づくり 	

第1章 はじめに

大和市立地適正化計画【都市再生特別措置法】

- 本市のコンパクトで交通利便性の高い都市構造をいかしたまちづくりを進めるための計画です。
- 公共交通網や生活サービス施設が充実した、現在の利便性の高い環境を維持し、地域間及び世代間人口バランスの確保を基本方針に掲げています。

計画期間	2017～2035年度
目標	都市の主人公である「人(市民)」、人々の暮らしと活動を支える場としての「まち」、そして、人と人とのつながりのあるコミュニティとしての「社会」が、互いにかかわりあい、高齢化や年少人口及び生産年齢人口の減少が進行するなかでも「健康な人口」と、健やかで康らかな生活をもたらす「健康創造都市 やまと」の実現を目指す。
基本方針	(1) 高齢化進行地域の若返りを念頭に置いた人口誘導による地域間人口バランスの確保 公共交通網(路線バス、コミュニティバス等)や、日常生活に必要となる生活サービス施設(医療施設、福祉施設、商業施設等)が充実した、現在の利便性の高い環境を維持していくことで地域間人口バランスのとれたまちの実現を目指します。 (2) 子育て世代を中心とした生産年齢人口の定住と呼び込みによる世代間人口バランスの確保 子育て世代を中心とした生産年齢人口の定住志向を高めつつ、市外からの転入を呼び込むことで世代間人口バランスのとれたまちの実現を目指します。

第2期「健康都市 やまと」人口ビジョン／まち・ひと・しごと創生総合戦略【まち・ひと・しごと創生法】

- 人口減少対策にかかる施策を整理体系化したプロジェクトです。
- 基本目標に「安全・安心で、時代を先取りしている楽しいまち」を掲げ、個別目標には「気軽に楽しく外出できるまちにする」ことを設定しています。

計画期間	2020～2024年度
基本目標	I. 子育てが楽しくなるまち II. <u>安全・安心で、時代を先取りしている楽しいまち</u> (1) <u>いつまでも健康でいられるまちにする</u> (2) <u>気軽に楽しく外出できるまちにする</u> (3) <u>こどもから大人まで、いつまでも暮らしやすいまちにする</u> III. 仕事や活躍の場がみつきやすく、生き生きと過ごせる楽しいまち IV. 都心に近く、ますます便利で暮らしが楽しいまち

交通政策基本法

- 交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めた基本法です。
- 同法に基づく「第2次交通政策基本計画（2021年度～2025年度）」が2021年5月28日に閣議決定されました。

第2次交通政策基本計画のポイント

人口減少やコロナ禍による交通事業の経営悪化など、交通が直面する危機を乗り越えるため、今後の交通政策の柱として3つの基本的方針を定め、地域公共交通の維持・確保、MaaSやバリアフリー化の推進、公共交通・物流分野のデジタル化、徹底した安全・安心の確保、運輸部門における脱炭素化等に、多様な主体の連携・協働の下、あらゆる施策を総動員して全力で取り組むこととする。

3つの基本的方針

- A. 誰もがより快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保
- B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化
- C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

- 様々な地域公共交通を連携させて、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため制定された法律です。
- 人口減少の本格化に伴って、バスなどの公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しさを増している現状を踏まえ、2020年11月27日に改正施行されました。この改正では、全ての地方公共団体が「地域公共交通計画」（地域交通に関するマスタープラン）を策定した上で、地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む仕組みについて、拡充が図られました。
- また、同法に基づく「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」も2020年11月27日に改正適用されました。

地域公共交通計画

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画で、以下の事項を定めたものです。

- ① 基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業、その実施主体に関する事項
- ⑤ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

第1章 はじめに

1.5. 計画の役割

本計画は、次の4つの役割を担います。

- (1) 人中心の移動ネットワークの形成のため、取り組みの方向性（基本方針と基本目標）を明らかにする。
- (2) 各分野のまちづくり施策と連携を図るため交通施策をパッケージ化し、効果的な施策実施を推進する。
- (3) 施策の着実な実施に向け、各主体の役割分担と連携による推進体制を整える。
- (4) 目標設定や施策のモニタリングにより、施策の持続的な展開を図る。

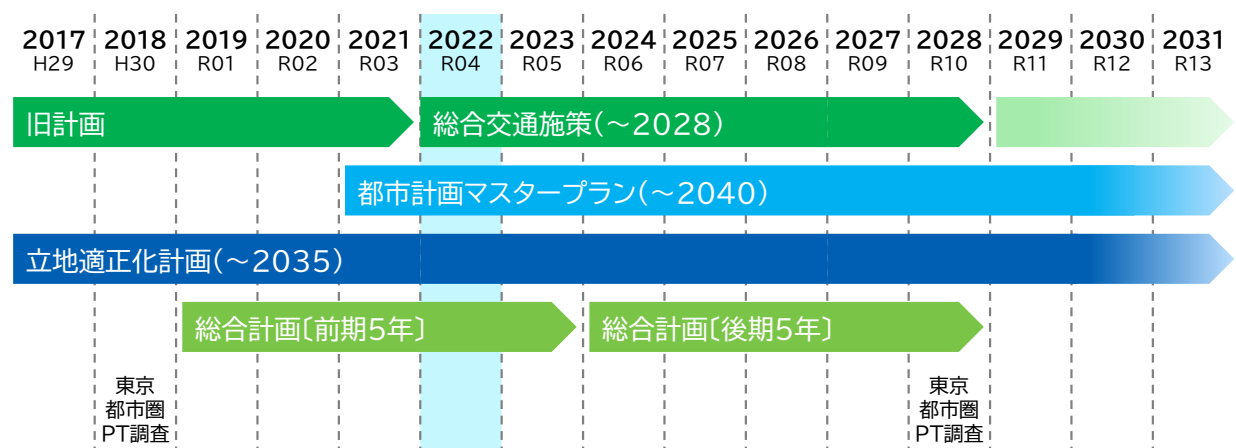
1.6. 計画の区域

本計画の計画区域は、大和市全域を対象とします。

1.7. 計画の期間

本計画の計画期間は、健康都市やまと総合計画との整合を図り2028年度までとします。

2029年度以降については、取り組みを振り返り、その時点における国の動向や社会情勢、市民ニーズなどを踏まえて必要な見直しを行うものとします。



本計画を見直す際には、10年ごとに「人の1日の動き(移動)」を把握するために実施される東京都市圏パーソントリップ(PT)調査の調査結果を踏まえるものとする。